

2021年6月4日

公益財団法人 交通遺児育英会

コロナ対応支援金を給付（3回目）

新型コロナウイルス感染症への対応として奨学生1人あたり10万円を給付します

1. 趣旨

昨年度初めの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保護者の収入や奨学生のアルバイト収入が減少していることに対応し、当会では緊急対応として、昨年6月に奨学生1人あたり20万円、さらに同12月には1人あたり10万円の支援金を給付しました。

しかしながら、当該新型コロナウイルス感染症は発生から1年以上が経過した今も収束する気配を見せておりません。交通遺児家庭におきましても保護者の就業形態とそれにリンクする家計収入や奨学生のアルバイトの状況は一層深刻化しているのではないかと考えられます。

新聞報道等によりますと、母子家庭を対象にした調査で、コロナによって「仕事が無くなった、減った」家庭が5割、「収入が無くなった、減った」家庭は6割で、コロナによって出費が増えた家庭は8割に達しています。また、学生アルバイトの平均収入は前年に比べて1割減少したこともわかっています。これらは、まさに90%近くが母子家庭である交通遺児家庭の窮状を示すものと考えます。

大学や専門学校等の教育現場では、今年度当初こそ昨年のオンライン授業から対面授業への比率を増やす動きもありましたが、4月以降の第4波の到来を受け、再びオンラインに戻すところが増えており、新入生にとっては、それに対応するための出費が大きな負担となっています。

こうした状況を踏まえ、交通遺児育英会では窮状が続く奨学生バックアップのため、コロナ対応支援金の追加給付を行います。

2. 実施内容

〈対 象〉交通遺児育英会の奨学生全員(*)

高校、高専、大学、大学院、専修、各種学校 計約800名

(*)令和3年6月1日時点の当会奨学生で、停止者・休止者を除く

〈給付額〉1人あたり10万円(一律)

〈給付時期〉令和3年6月

以上